

別紙 2

○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）の一部を次のように改正することを検討しています。

〔改正案〕

一を削り、二の表を次のように改め、二を一とする。

物 質	係 数
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	一
(2) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
(5) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの	一〇〇

(1) オレンジ果汁	物質	係数
	三を削り、四の表を次のように改め、四を三とする。	
	混合物 (6) パーム核油脂脂肪酸（蒸留物に限る。） (7) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。） (8) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール (9) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	一 一 一 一